

埼玉県労働組合連合会綱領

1. 私たちは、労働者の生活と権利をまもり発展させ、経済的・社会的地位の向上をめざします。
2. 私たちは、労働者と労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確立をめざしてたたかいます。
3. 私たちは、埼玉における労働運動の積極的伝統を受け継ぎ、「資本からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一」を運動の原則にして、埼玉の労働者・労働組合の結集をはかり、労働戦線の統一をめざします。
4. 私たちは、国民的要求実現の先頭に立つとともに、埼玉における大企業の横暴を規制して県民本位の産業・経済の発展を促進させ、県民生活の向上、民主的自治確立、教育基本法にもとづく民主教育の発展をめざします。
5. 私たちは、労働者・県民の期待に応えるべく常に要求実現の道を探求し、広く共同をもとめます。共同にあたっては相互の自主性・主体性を尊重し、国内外労働者との連帯をめざします。
6. 私たちは、県民各階層の人々と共同し、埼玉における豊かな自然の保全と文化遺産を継承し、健全な文化の創造をめざします。
7. 私たちは、すべての民主勢力と共同し、日本の真の独立、平和と民主主義をまもり、自由と平等の確立のために奮闘し、もって世界平和に貢献します。
8. 私たちは、日米安保条約の廃棄をめざし、軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実のためにたたかいます。

1989年11月17日結成大会採択

埼玉労働運動の中期目標

埼玉労働連は、1989年の結成大会で「綱領」と「運動の基本目標（行動綱領）」を定めて、埼玉における階級的・民主的なローカルセンターとしての歩みを開始しました。結成10年の到達を経て、2001年には「運動の基本目標」を発展させた「埼玉労働運動の中期目標」を策定し、県内の労働組合運動と民主的な社会運動の中で大きな役割を果たしながら、組織と運動を前進させ、運動領域を広げ、社会的影響力を高めてきました。

いま私たちは、埼玉労働連の20年の到達に立ち、埼玉における労働組合運動のいっそうの発展を展望し、加盟組織およびその組合員が共有する「みんなの運動目標」として、あらためて中期的な目標をここにかかげます。

〔1〕 実現をめざす中期的要求目標

1. すべての労働者の賃金引き上げ

- ① 国民春闘の新たな発展で、すべての労働者の大幅賃上げをめざします。
- ② すべての労働者の賃金底上げと、成果・業績主義の拡大やパートなどの雇用形態・男女による差別、企業規模や地域間格差など、賃金・労働条件の格差解消と均等待遇の実現をめざします。
- ③ 地域包括最低賃金の改善をはかり、全国一律最賃制度の確立をめざします。

2. 雇用の安定と人間らしく働くルール確立

- ① 解雇規制・労働者保護法制の確立、リストラ規制条例の制定を求めます。
- ② 雇用保険制度の改善と国、自治体による公的就労事業と雇用拡大のための施策を求めます。
- ③ 週35時間制の実現をめざし、労働時間を短縮し、不払い残業を根絶します。
- ④ 不当労働行為を許さず、すべての争議の早期解決をめざします。
- ⑤ 労災事故、過労死の根絶と安全・健康が守られる職場づくりをめざします。
- ⑥ 雇用・労働条件の男女平等と母性保護の拡充、女性の働く権利を守る条件整備をめざします。
- ⑦ パート、臨時、派遣、委託など不安定雇用労働者をはじめすべての労働者の権利を守り、雇用の安定をはかります。
- ⑧ 公契約における労働者保護の確保と労働条件の改善を求め、公契約法・条例の制定をめざします。
- ⑨ 高齢者、障害者、新規学卒者の雇用対策を求めます。
- ⑩ 公務員労働者の労働基本権確立をめざします。

- ⑪ 労働行政の強化と増員を求めます。
- ⑫ 労働委員会の機能の強化を求めます。
- ⑬ 労働審判制度の充実、労働者保護の視点での労働裁判の迅速化・改善をめざします。

3. 県民共同でとりくむ生活保障要求

- ① 大企業と国の負担による社会保障制度の改善、自治体の福祉施策の充実を求めます。
- ② 年金制度の改悪に反対し、最低保障年金の創設をめざします。
- ③ 医療保険改悪に反対し、健保本人 10 割給付の復活とすべての医療保険の窓口無料化をめざしつつ、後期高齢者医療制度の廃止、高齢者・子ども・重度障害者医療の無料化をはかり、介護保険の制度改善と利用料の廃止をめざします。
- ④ 医療・福祉の営利化に反対し、応益負担の廃止と公的責任による拡充、医療・福祉労働者の増員、労働条件改善を求めます。
- ⑤ 国の責任による 30 人学級の実現、教育の父母負担軽減を求め、ゆとりある教育の実現をめざします。
- ⑥ 消費税の増税に反対し、大企業優遇税制の是正と勤労国民への大幅減税の実現を求めます。
- ⑦ 公務員の削減・住民サービス切り捨てに反対し、民主的な行財政・司法、地方自治の確立をめざします。
- ⑧ 大企業の横暴に反対し、下請け保護・中小企業振興の条例化、大型店舗規制で地域経済の活性化をめざします。
- ⑨ WTO協定の改定と価格保障、後継者育成で農林業を振興し食糧自給率の向上をめざします。
- ⑩ 公共事業の転換をはかり、公営住宅の建設、保育所・介護等福祉施設の増設、学校の改修や社会教育施設の充実、便利で快適な交通網整備、バリアフリーの街づくりの推進など、生活環境整備を求めます。
- ⑪ 大企業と国・自治体の責任で、公害防止や廃棄物対策、自然環境保全など環境保護の施策の強化と諸制度の拡充をめざします。

4. 憲法と平和・民主主義の擁護・発展

- ① 憲法改悪に反対し、憲法をくらしと職場に生かします。
- ② 有事法制の具体化を許さず、あらゆる戦争政策に反対します。
- ③ 日米安保条約廃棄の世論を広げ、軍事基地の撤去をめざします。
- ④ 核兵器の即時廃絶をめざします。
- ⑤ 改悪教育基本法の具体化を許さず、日の丸・君が代の強制をやめさせ、民主教育を擁護し発展させます。
- ⑥ 言論・報道の自由、国民の知る権利の確保・拡大をめざします。
- ⑦ 政党助成金の廃止と民主的な選挙制度の実現をめざします。
- ⑧ 男女共同参画社会をめざします。

[2] 埼労連の機能と役割

1. 全国・全県の統一闘争の推進・調整と新たな運動の構築

- ① 情勢に対応して、全県的な統一闘争を提起・推進し、産別組織と地域組織の連携・調整を行います。
- ② 全国的な統一闘争に参加し、埼玉における具体化、推進をはかります。
- ③ 県内労働者の状態と要求に対応し、産別組織と地域組織の連携や加盟組織の共同のとりくみによる新たな運動を積極的に提起します。

2. 広範な未組織労働者との接点の拡大、組織化運動の推進

- ① 中小企業における組織化、パート・臨時等不安定雇用労働者の組織化、青年の組織化を重視し、すべての労働者を視野に入れた組織化運動を推進します。
- ② 積極的な労働相談活動と労働者福祉運動の展開で助け合いの輪を広げ、広範な未組織労働者の要求実現をめざし、結びつきを広げます。
- ③ 既存の組織に加入できない労働者に対応し、個人で加入できる埼玉ユニオン（SU）の拡大と組織強化をはかります。
- ④ 全県的な組織化運動を前進させるための体制づくりと地域運動を推進します。

3. 国民諸階層の要求実現のための共同行動の促進

- ① 埼玉大運動実行委員会、埼玉社保協、いのちと健康を守る埼玉センター、埼玉憲法会議、平和と民主主義を守る各共同組織など、要求・分野別の恒常的な共同組織を強化し発展させます。
- ② 情勢と要求に対応した課題別・限定的な共闘づくりを積極的に行い、共同の戦線を拡大します。

4. 調査・政策活動の推進

- ① 調査資料室の充実をはかり、職場・地域の要求運動に役立つ調査・政策活動をすすめ、積極的な政策提起を行います。
- ② 県政にかかわる調査・政策活動を推進します。
- ③ 埼労連幹部学校、地域の労働学校をはじめとした労働者教育活動を系統的に推進します。
- ④ 弁護士との協力、各分野の学者・専門家との連携をすすめるとともに、労働総研をはじめとする調査研究機関や労教協・学習会議等と連携し、学習教育と政策活動を系統的に進める体制・機構を整備していきます。
- ⑤ 国、自治体等への積極的な政策提言と各種行政委員会・審議会等への委員の派遣に努力します。

5. 労働戦線の統一を展望するとりくみ

- ① 上部団体の有無や組織の系統を問わず、一致できる課題での共同行動を広げ、継続的・系統的な共同の戦線構築を追求します。
- ② 共同の核としての持続的な共闘組織の確立・拡大をすすめ、その母体となる埼労連と傘下の地域組織を強化拡大します。

6. 埼玉における革新統一戦線の発展

- ① 「県民参加の民主県政をめざす埼玉各界連絡会」を支え、日常活動を強化し、革新・民主の県政実現をめざします。
- ② 革新・民主の自治体づくりをめざす地域での共同の運動を推進、援助します。
- ③ 埼玉における革新懇運動を前進させます。

7. 労働者福祉事業の推進

- ① 埼玉県労働者福祉共済会（埼労共）の発展・強化をはかり、自主的な労働者福祉運動を進めます。
- ② 労働福祉団体と連携・共同し、県内における労働者福祉事業の民主的な発展をめざします。
- ③ 中小企業勤労者福祉サービスをはじめ、自治体による勤労者福祉事業の拡大・充実をめざします。

8. 国際連帯の活動

- ① 全労連が提起する国際連帯の活動に参加します。
- ② ILOや国際的な労働組合運動の情報収集に努め、運動に生かしていきます。

[3] 運動の基調

1. すべての労働者・労働組合の結集をめざす共同目標づくりの基本

- ① 大企業の横暴を民主的に規制し、人間らしく働くルールの確立をめざします。
- ② 社会保障制度の拡充、生活環境整備で、生活の最低保障の確立をめざします。
- ③ 憲法をくらしと職場に生かし、国民・住民本位の政治への転換と公正な社会づくりをめざします。

2. 「対話と共同」を土台に、活力ある運動の展開

- ① いつでも、すべての組合員によびかけ、職場と地域を基礎に、全員参加の運動をめざします。
- ② 要求づくりの討論と学習運動を重視して運動をすすめます。
- ③ 未組織労働者をはじめ、すべての労働者の状態と要求を視野に入れて、とりくみをすすめます。

- ④ 訪問・対話活動を重視し、広範な労働者・労働組合、中小企業家、自治体との対話を広げます。
- ⑤ 女性の活動参加を促進し役員比率を高めます。
- ⑥ 青年の活動参加で、生き生きした活動をすすめます。

3. 地域運動の発展と地域組織の強化

- ① 県内すべての地域にセンター機能を持つ地域組織を確立します。
- ② 産別組織と地域組織の連携を強化します。
- ③ 地域組織の体制と財政の確立・強化を援助し、地域運動の自主的な発展を促進します。

4. 戦略的・計画的な組織建設

- ① 組織建設の中期計画にもとづき、組織拡大運動を戦略的に位置づけ、18万人の埼労連建設をめざします。
- ② 埼労連加盟の産別組織と地域組織ごとに目標をかかげて組織拡大をすすめます。
- ③ 産別組織と地域組織の連携で、すべての産業の労働者、広範な不安定雇用労働者を結集できる体制を確立します。
- ④ すべての運動を組織拡大に結実させていきます。

5. ローカルセンターとしての組織体制と機能の強化

- ① 埼労連全体の団結の強化と組織運営の改善を不断に追求し、幹事会・事務局の機能を強化していきます。
- ② ローカルセンターの役割を果たしていくための機能と財政基盤の強化をめざします。
- ③ 埼労連会館（仮称）の建設をめざします。

「運動の基本目標（行動綱領）」として
1989年11月17日結成大会採択
1993年10月17日一部改正
「埼労連運動の中期目標」と改題し
2001年1月13日全文改定
2010年9月19日一部改定